

MASTER JAPAN

マスタージャパン 入会申し込み兼契約書

申し込み日	H 年 月 日						
ふりがな							
氏名		生年月日	昭・平 年齢	年 歳	月	日	性別 男・女
現住所	〒					TEL 携帯	() ()
メールアドレス		@					
勤務先 又は学校	〒	住所				TEL	()
		会社名または学校名()					
緊急連絡先 (両親又は配 偶者など)	〒	住所				TEL	()
		氏名()		本人との続柄()			

目的(趣味・ダイエット・プロ志望など)
スポーツ歴
傷病歴・その他コメント

マスタージャパン 会員規約

- 第一条 本書は、マスタージャパン会員(以下「甲」とする)とマスタージャパン(以下「乙」とする)との間に交わされた契約である。
- 第二条 甲は、乙の会則を厳守しなければならない。
- 第三条 甲は、乙へ入会するにあたり、別途記載入会金を支払うこと。
- 第四条 甲は、乙に対して第六条に定める退会手続きを行わない限り、乙の定める方法で毎月会費を支払うこと。
- 第五条 甲は、以下の事項に該当する場合乙の判断によって乙から退会となる。
- 1) 甲が乙の会則を厳守しなかったとき。
 - 2) 甲が乙の名誉を傷つけたとき。
 - 3) 甲が乙の組織にふさわしくないとき。
- 第六条 甲が退会を希望するときは、退会月の前月10日までに、甲が直接、乙において、乙が定める以下の所定手続きを行うこと。
- 1) 退会届の提出
 - 2) 会費滞納分の支払い
- 第七条 甲は、乙が所有する器物及び施設に対して、故意に損傷を与えてはならない。甲が故意に損傷を与えた場合は、甲は損傷を与えた器物及び施設の損害を乙に賠償するものとする。
- 第八条 乙に関する施設、あるいは行事、練習及び試合でおきた怪我や事故については、甲は乙に対して一切の保証を請求しない。お子様の保護者についても同様とする。
- 第九条 甲は健康で感染症のないものとする。
- 第十条 甲の転居、転職、進学等により、入会申込み時に申請した内容に変更があった場合、甲は乙に対してすみやかに変更届けを出さなければならない。

甲:本人署名 印

甲が20歳未満の場合には、保護者の承諾書が必要なので下記に署名捺印ください。

甲:保護者署名 印